CHIYODA CITY

広報 千代田

No.1138
平成16年（2004年） 6/20
（毎月5日・20日に発行）

代表電話 ☎3264-2111

発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

男女共同参画週間 …… 2
新400yen夢事業 …… 3
リサイクル特集 …… 4・5
保健 …… 6
文化学習・スポーツ …… 7
各施設のお知らせ …… 8

伝えよう　自分の意志を投票で！

7月11日(日) 参議院議員選挙

―投票時間は午前7時～午後8時―

参議院議員選挙は6月24日(木)に公示され、7月11日(日)が投票日となります。明日の国政を託す人を選ぶ選挙です。大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

投票できる方

昭和59年7月12日以前に生まれ、平成16年3月23日までに転入届け出をし、引き続き投票日まで区内に住んでいる方です。

平成16年3月24日以降に転入を届け出て、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票できます。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は6月25日(金)頃に郵送します。

投票をするときには、投票所入場整理券をお持ちください。

選挙期日に投票所へ行けない方

期日前投票

選挙期日に、出張や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

期日前投票をするときは、投票所入場整理券を持って（届いていない方は不要）期日前投票所（表1）で、投票をしてください。

投票のできる期間は会場によって異なりますのでご注意ください。

不在者投票

期日前投票制度の創設により、不在者投票は指定施設（病院・老人ホーム等）に入院・入所中の方、遠隔地にお住まいで、千代田区以外の滞在地の市区町村で投票する方、郵便投票対象者の方に限られます。

投票開始日は「選挙期日の公示日の翌日」に変更されていますのでご注意ください。

選挙期日に選挙資格があっても、期日前投票の際にはまだ選挙資格がない方（選挙期日当日に20歳を迎えるなど）は従来の不在者投票となります。

在外投票

3か月以上海外に居住し、在外選挙人名簿に登録された日本国民は、参議院議員の比例代表選出選挙に投票ができます。

投票所の変更

投票所が一部変更になっています、投票所入場整理券等で投票所を必ずご確認ください。

●**第13投票所**
投票所の名称を「大妻高等学校仮校舎」から「錦城学園高等学校仮校舎」に変更します（名称の変更のみで、投票所の移動はありません）。

●**第14投票所**
「都立一橋高等学校（東神田1―12―13）」で投票していた方は「岩本町ほほえみプラザ（岩本町2―15―3）」に投票所が変わります。ご注意ください。

▼表1　期日前投票所

会　場	と　き
千代田区役所（九段南1―6―11）	6月25日(金)～7月10日(土) 午前8時30分～午後8時
麹町区民館（麹町2―8 麹町出張所）	7月5日(月)～10日(土) 午前8時30分～午後8時
和泉橋区民館（神田佐久間町1―11 和泉橋出張所）	

投票順序

※まず東京都選出の投票を行い、次に比例代表選出の投票を行います。

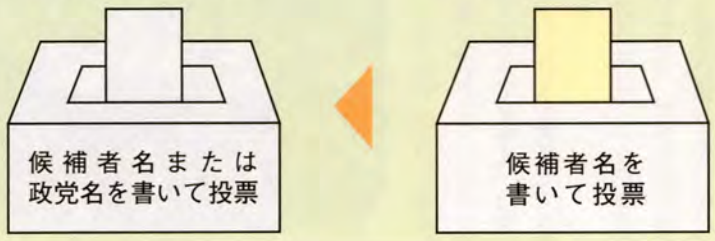

選挙公報をお届けします

立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、7月5日(月)の新聞（朝日、産経、東京、日経、毎日、読売）に折り込み、各家庭にお届けします。

また、つぎの地域には郵送でお届けします。

丸の内1～3丁目、大手町1・2丁目、有楽町1・2丁目、内幸町1・2丁目、霞が関1～3丁目、永田町1・2丁目、皇居外苑、日比谷公園、千代田、一ツ橋1丁目

※各出張所や保健所など区の施設でも配布していますのでご利用ください。

問合　選挙管理委員会事務局　☎5211―4268

児童施設全面禁煙

小・中学校、幼稚園、保育園、児童館等を対象

区では、7月1日(木)から区立小・中学校、幼稚園、保育園、こども園、児童館の敷地内（建物・校庭等）を全面禁煙とします。

通常時以外にも、各施設の行事や地域での利用時なども禁煙とします。当該施設を訪問、利用される方のご理解、ご協力をお願いします。

問合　教育総務課職員係　☎5211―4274
子育て推進課保育係　☎5211―4229

嬬恋青年交流

自然を通じて交流を深めませんか

夏は、キャンプやトレッキングなどのアウトドアライフ、冬はスキー・スノーボードなど豊かな大自然の中で、嬬恋村の若者と一緒に楽しんでみませんか。

▼**夏の青年交流**

とき　8月6日(金)～8日(日)（6日午後7時区役所前集合・出発）

費用　9千円

対象　区内在住・在勤・在学で30歳位までの方25名（夏だけの参加可）

申込　7月16日(金)までに電話で区民総務課区民施設係へ。☎5211―4181

※冬の青年交流は平成17年2月頃を予定しています。

▲昨年の青年交流

千代田区選挙人名簿定時登録者数

千代田区における平成16年6月2日現在の選挙人名簿登録者数

男 16,831人　女 18,701人　合計 35,532人

問合　選挙管理委員会事務局　☎5211―4268

区の人口

平成16年6月1日現在

▶住民基本台帳
男 20,323人　女 22,048人　合計 42,371人

▶外国人登録
男 1,152人　女 831人　合計 1,983人

問合　戸籍住民課住民記録係　☎5211―4200

☆次号は7月5日（月）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100 古紙配合率100% 白色度70%の再生紙を使用しています

6月23日～29日は男女共同参画週間
区は行動計画を基に推進

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日施行）にちなみ、6月23日～29日は男女共同参画週間です。男女がお互いを尊重しあい、家庭・地域・学校・職場にともに参画していくことができる社会をめざします。

第2次千代田区男女平等推進行動計画（平成14～18年度）に基づいて男女平等の視点を取り入れた取り組みを進めています。

主な取り組み

▼子育て支援の充実

0歳から小学校就学前までの児童を一つの施設で継続的に育成する「こども園」の運営をはじめ、病後児保育・延長保育などの多様な保育サービスの提供、学童クラブの待機児童の解消等、サービスの充実を図ります。

平成15年4月には区内2か所目となる民間学童クラブ（アフタースクールこうじ町）を開設しました。平成16年3月からは、認証保育所で病後児保育も実施しています。

▼地域子育てサポートシステムづくりの推進

地域の子育て総合支援を行うファミリー・サポート・センターが平成15年7月に活動を開始しました。

▼女性委員の割合増加の推進

平成18年度までに、区が設置する審議会等の女性委員の割合を増加し、一方の性が40％以上になるようにします。

女性委員の割合（4月1日現在）

平成14年　22・3％
平成15年　27・0％
平成16年　30・2％

▼仕事と家庭両立支援の事業

中小企業従業員育児休業助成金と育児・介護休業者職場復帰奨励金により、職場における男女共同参画を推進します。

中小企業従業員育児休業助成金

雇用保険の育児休業給に上乗せ分を支給する中小企業事業主に対する助成です。

育児・介護休業者職場復帰奨励金

育児・介護休業中の従業員が円滑に職場に復帰できる対策を実施している中小企業事業主に対する助成です。

▼男女共同参画推進企業に対する競争入札資格者格付基準の優遇項目導入（平成15年度より実施）

区の契約において、競争入札参加資格者の格付けを行う際、男女共同参画を先進的に実践している業者かどうかを審査項目に加え、評価点を加算します。

加算の対象となるのは、育児・介護休業法の「事業主が講ずべき措置」の基準を上回る制度を設けている業者（建設工事等6業種）です。

▼DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向け、警察等との連携体制を整備

福祉事務所の女性相談員、区内各警察署、保健所、児童・家庭支援センター、男女共同参画センターで構成する会議を開催し、被害者への対応等を協議する連携体制を強化します。

問合　国際平和・男女平等人権課　☎5211－4166

男女共同参画社会基本法

憲法で保障されている男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現する事を目的とした法律です。

法律の柱

①男女とも人権が尊重され、性にとらわれず、個人としての能力が発揮できる。
②性で役割を分けた現在の制度や慣行を見直すことで、活動の選択に及ぼす影響を中立なものとしていく。
③国や地方公共団体の政策や民間団体での方針等の立案、決定は男女がともに参画する。
④男女がともに家族の一員としての役割を果たすためにも家庭生活とその他の活動との両立を目指す。
⑤男女共同参画社会は国際協調のもとに行う。

MIW（ミュウ）（男女共同参画センター）で多彩な催し

区では男女共同参画活動の拠点として、男女共同参画センター（MIW）を設置しています。どなたでも利用できる情報ライブラリや、各種講座、交流会・ビデオサロンの開催のほかカウンセラーによる相談等も行っています。

場所　ちよだパークサイドプラザ5階（神田和泉町1）
☎5823－0772
FAX 5823－0775
mail miw@city.chiyoda.tokyo.jp

開館日　火～金曜日午前9時～午後9時、土・日曜日午前9時～午後5時
休館日　月曜日、第3日曜日、祝日、年末年始
設備等　図書（約5千冊）、行政資料、ビデオ（200本）、インターネットパソコン（3台）、コピー機・簡易印刷機（有料）
※自主活動グループとして登録すると「ミーティングルーム」を無料で使用できます。

催しなど

■特別展示～「男女共同参画の歩みと現在」

男女共同参画社会基本法制定から5年目の節目にあたり、58年分の婦人（女性）週間ポスターと基本法に関する資料、世界の男女平等に関する法律を展示します。

期間　6月22日（火）～7月11日（日）

■MIW千夜一夜（第37夜）「今だから知りたい男女共同参画～法律にみる人権と平和～」

男女ともに生きやすい社会をつくるための法律と、身近な暮らしや人権・国際平和との結びつきについて一緒に考え、語り合う茶話会です。

とき　7月16日（金）午後6時30分～8時
ゲスト　堀口悦子氏（国際女性の地位協会）
定員　20名（申込順）
費用　300円（茶菓子代）
申込　電話または直接センターへ。
※一時保育（有料・要予約）あり。

■インターネット使いこなし教室～趣味をきわめる～（2日制）

とき　7月6日・13日いずれも火曜日の午後6時30分～8時
定員　3名（抽選）
申込　6月28日（月）（必着）までに往復ハガキ（7面記入例参照）にご自身の趣味を追記し、センター「インターネット使いこなし教室係」へ。
※一時保育（有料・要予約）あり。

あなたの声を区政に反映
青少年モニターの募集

青少年の皆さんの視点を生かして、より身近な健全育成施策を行えるよう「青少年モニター」を募集します。

自分の声を区政に反映させたい青少年の皆さんの参加をお待ちしています。

対象　区内在住・在学の高校生25名程度
内容　タウンウォッチングによる区内の魅力・活動資源の発掘や提案、報告書の作成等
活動期間　7月～平成17年2月（予定）
申込　6月30日（水）までにハガキ（7面記入例参照）で福祉総務課厚生係へ。
☎5211－4211
〒102－8688 九段南1－6－11

7月は「社会を明るくする運動」強調月間
1日にビデオフォーラム・6日に街頭パレード

▲街頭パレードに参加するお茶の水小マーチングバンド

私たち一人ひとりが「地域社会」の構成員として、どんな役割を果たせるかを考え、行動に移すのが「社会を明るくする運動」です。

「明るい社会」づくりを考える契機として、だれもが参加できる行事を実施します。ぜひご参加ください。

期間中の主な行事

▼ビデオフォーラム「おはようそしてありがとう」

保護観察中の少女が、家族や周囲の理解と協力を得て立ち直っていくドラマを上映します。不破万作氏、藤口光紀氏、本橋宣彦氏、一色真司氏等による「青少年の健全育成」をテーマとしたフォーラムも行います。

とき　7月1日（木）午後1時～3時30分
会場　よみうりホール（有楽町1－11－1読売会館7階）

▼街頭パレード

騎馬隊、お茶の水小マーチングバンド、消防庁音楽隊が靖国通りを行進します。

とき　7月6日（火）午前10時～11時30分
コース　お茶の水小学校～靖国通り～区役所

▼ミニ集会

小・中学校の生徒による演奏会や、非行防止等の講演・映画上映などを通じて、青少年について地域で話し合います。

・6月23日（水）＝九段中学校（富士見1－1－6）
・7月9日（金）＝いきいきプラザ一番町（一番町12）
・7月13日（火）＝一橋中学校（一ツ橋2－6－14）
・7月14日（水）＝和泉小学校（神田和泉町1）

※いずれも午後2時～

▼ビデオの貸し出し

昨年のビデオフォーラムで上映した「君は一人じゃない」や、中学生の立ち直りに必要な家庭や地域社会の役割にスポットをあてた「クラスメート―居場所、ありますか」などを貸し出しています。

問合　福祉総務課厚生係
☎5211－4211

児童・生徒の心と体の就学相談

子どもたち一人ひとりの発達状況や障害の程度に応じた適切な教育内容・環境などについて話し合う就学相談を行います。

とき　7月1日（木）～8月31日（火）午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
会場　教育総務課（区役所3階）
対象　平成17年度に小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者
問合　教育総務課学務係
☎5211－4284

新400yen夢事業

スタンプカードは7月1日から

江戸開府400年を記念して平成14・15年度に行った「江戸開府400yen夢事業」に今年度は地球環境に配慮するという視点を加え、「新400yen夢事業」と名称を変えて実施します。

■区民の皆さんには【スタンプカードサービス】

加盟店で買い物や食事をした際に、支払金額400円ごとにスタンプが1個もらえます。

スタンプが25個集まったカード1枚は千円の金券として加盟店で利用できます。

6月下旬に区内の全世帯あてに引換券を郵送しますので、区役所または出張所でスタンプカードと引き換えてください。

※6月30日(水)までに引換券が届かない時はご連絡ください。

引換期間 7月1日(木)～30日(金)まで（土・日・祝日を除く）

引換枚数 単身世帯＝8枚、2～3人世帯＝12枚、4人以上世帯＝16枚

利用期間 7月1日(木)～12月31日(金)

■マイバッグを利用しましょう

加盟店での買い物にマイバッグ等を利用してレジ袋を断ると、スタンプがさらに1個追加されます。

買い物に出かける時はマイバッグを持って出かけましょう。

7月1日(木)から、オリジナルエコバッグを200円で販売します。この機会に是非、お買い求めください。

販売場所 商工振興課（区役所3階）・各出張所

販売数 4千500個（限定販売）

■どなたでも応募できる【懸賞はがきキャンペーン】

賞品総額2千万円相当が400名に当たる懸賞キャンペーン（抽選会）を10月1日（予定）から実施します。

加盟店で400円以上買い物や食事をされた方はどなたでも応募できます。詳しくは今後の広報紙でお知らせします。

■加盟店を募集しています

この事業に協力していただけるお店を募集しています。加盟については費用の負担はありません。申込みは随時、受付けています。詳しくはお問い合わせください。

問合 商工振興課 ☎5211－4184

シルバー人材センター会員を募集

シルバー人材センターでは、毎月1回（原則、第4金曜日）入会希望者の説明会を開催しています。

対象 おおむね60歳以上の区内在住者で働く意欲のある方。

説明会 7月23日、8月27日、いずれも金曜日の午後2時

主な仕事の内容

○軽作業＝公園・ビル清掃、封入作業、商品整理等

○事務＝事務補助、パソコン入力、受付等

○管理＝受け付け（会館、学校、駐車場、美術館）等

○技能・技術＝案内状・感謝状・あて名書き等毛筆筆耕、ふすま・障子等張り替え

○福祉・家事援助＝家庭の掃除、買い物、洗濯、料理等

配分金（報酬） 仕事の量に応じてセンターが支払います。

■シニアワークプログラム事業

就業をサポートする各種講習会（接遇講習会、毛筆筆耕等）を実施しています。会員になると、このような講習も受けられます。

■仕事の依頼も募集しています

センターでは、区内在住者や区内事業所の皆さんからの仕事の依頼をお待ちしています。

申込 ㈳千代田区シルバー人材センター（西神田1－3－4）

☎5282－3721

FAX 5282－3720

7月13日(火) 納涼のタベ

千鳥ケ淵に揺らめく700の灯ろう。幻想的な雰囲気の中、ボートに乗って灯ろうを浮かべてみませんか。

とき 7月13日(火) 午後6時30分～（雨天中止）

会場 千鳥ケ淵ボート場（三番町2番地先）

対象 区内在住者50組（1組3名まで、抽選）

※区内在住者以外および抽選にもれた方も、当日先着順で30組（1組3名まで）が乗船できます。

費用 1隻1千円

申込 6月30日(水)（必着）までに往復ハガキ（7面記入例参照）で商工振興課へ。

〒102－8688 九段南1－6－11

☎5211－4184

7月から新しい㊫医療証に

現在㊫医療証をお持ちで、確定申告などを提出し、引き続き該当する方には、新しい㊫医療証を6月下旬に郵送します。7月1日(木)からは新しい医療証を使用してください。現在お持ちの医療証は、保険年金課またはお近くの出張所へご返却ください。

※平成16年7月1日現在、70歳以上の方は、「高齢受給者証」、または「老人保健法医療受給者証」を交付しています。

問合 保険年金課高齢者医療係 ☎5211－4206

ご存じですか 老齢基礎年金

■年金を受けるために必要な期間は25年

老齢基礎年金を受給するためには、次の期間を合算して25年以上が必要です。

①国民年金保険料納付済期間

②免除期間

③任意加入できる人が加入しなかった期間（合算対象期間）

④昭和36年4月以降の厚生年金や共済年金組合などの加入期間

⑤国民年金第三号被保険者期間

⑥学生納付特例期間

■満額受給するためには40年

老齢基礎年金は、保険料納付済期間（第三号被保険者期間を含む）が40年あってはじめて満額支給されます。国民年金制度は、昭和36年4月1日に発足したため、40年間加入できない場合があることから短縮措置がとられています。

■受給資格期間が足りないときは

60歳になるまでに、受給資格期間が25年に満たない人のために、任意加入制度があります。この制度により、65歳になるまで加入して不足期間を補うことができます。昭和30年4月1日以前に生まれた人は、70歳になるまでの間に受給資格期間を満たすまで加入できます。

※25年の受給資格期間は、生年月日に応じて短縮される特例があります。

■繰り上げ支給・繰り下げ支給

老齢基礎年金の受給は、原則、65歳からですが、希望により60歳以後のいつからでも受けることができます。ただし、64歳以前からの受給では減額され、66歳以後からの受給では増額されます。ただし一度、減額・増額された支給率は生涯変わりません。

なお、繰り上げ支給にはいくつかの制限を受ける場合があります。

■老齢給付の請求先

すべての年金は、受給の資格があっても本人の請求がなければ支給されません。次の国民年金担当窓口で忘れずに請求しましょう。

2つ以上の制度に加入したことがある人は、あらかじめ社会保険事務所にお問い合わせください。

特別支給の厚生（退職共済）年金の受給者は、65歳の誕生月（1日生まれの人は前月）に社会保険業務センターから「裁定請求（ハガキ）」が送付されますので、市区町村長の証明を受け返送することで、老齢基礎年金の請求となります。

問合

第一号被保険者期間のみの方＝㈳保険年金課保険年金係 ☎5211－4202

第一号被保険者期間のほかに第三号被保険者期間がある方＝住まいの区域の社会保険事務所

麹町社会保険事務所 ☎3265－4381

神田社会保険事務所 ☎5280－2811

母子家庭の方の自立を促進 職業能力開発を支援

母子家庭の自立促進のため、職業能力開発に要した費用を支援をします。

■母子家庭自立支援教育訓練給付金

自立に必要な職業能力開発の講座を受講し、修了した方に受講費用の40%を支給します。受給の申込には、受講の必要性を事前に相談し、希望講座の指定を受けてください。

対象

・児童扶養手当を受給している方

・雇用保険法の教育訓練給付の受給資格のない方

対象講座

・雇用保険制度の指定教育訓練講座（ホームページURL http://www.kyufu.javada.or.jp/kyuufu/TopServlet）

・就業に結びつく可能性の高い、国から指定された講座

■母子家庭高等技能訓練促進費事業

資格を取得するために2年以上養成機関で修業する方の、生活費の負担を軽減します。修業期間の残り3分の1の期間に月額10万3千円を支給します。

対象

・児童扶養手当を受給している方

・養成機関での資格取得が見込まれる方

・就業または育児と修業の両立が経済的に困難と認められる方

対象となる資格 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

※詳しくはお問い合わせください。

問合 生活福祉課相談援護係 ☎5211－4215

6月29日(火) 建替え支援相談会

一級建築士や住宅金融公庫による相談会です。

希望の間取りをお聞きし、建築図面を作成する「建替え検討プラン提供事業」等、住宅等を建て替える際に活用できる各種の支援制度を用意しています。

■空き室の転用相談も受け付け

今回は、マンション以外の空き室を、SOHO事務所等に転用したいと考える方の相談を受け付けます。

事務所を住宅に改修する際は助成制度があります。

とき 6月29日(火)午後6時～8時

会場 和泉橋区民館（神田佐久間町1－11）

※希望者は、当日直接会場へ。

相談は随時受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

問合 ㈶千代田区街づくり推進公社共同建築課 ☎3262－0211

リサイクル特集

限りある資源を大切に
資源循環型社会へ

気軽にご参加ください
リサイクルイベント

環い輪い塾「フーレジ袋運動と町の活性化のためのワークショップ」

買い物をする側、売る側の意見を出しあって、レジ袋を現実に減らすみち、まちの活性化につながるみちを探ります。

とき　7月17日(土)午後1時～3時30分

会場　内神田社会教育会館（内神田2－1－8）

申込　7月13日(火)までに電話、ファクシミリ（7面記入例参照）で清掃リサイクル課事業推進係へ。

☎5211－4259
FAX 3264－3988

※リサイクルセンター鎌倉橋でも直接受け付けます。

神田楽市（フリーマーケット）

フリーマーケット、不用品を使った手作り店、リサイクルワークショップブースの出店を募集します。また、夏休みイベントとして、読み終えた絵本、使わなくなった植木鉢（フラワーポット）の交換会も開催します。

とき　8月1日(日)午前9時～午後3時（雨天中止）

会場　小川広場（神田小川町3－6）

参加資格　区内在住・在勤・在学の個人またはグループ（営利目的の出店は不可）

募集店舗数　約30店舗（抽選・1グループ1店舗）

出店スペース　1店舗約4㎡（約2m×2m）

費用　1千円（出店料）

主催　神田楽市坐（旧りさいくる）

申込　7月20日(火)（必着）までに、往復ハガキ（7面記入例参照）に「8月1日開催神田楽市坐に出店希望」と出店内容（フリーマーケット・手作り店・ワークショップ・絵本の交換会・フラワーポットの交換会）を追記し、神田楽市坐・佐々木へ。

〒101－0052神田小川町2－10－13
☎090－3271－5280

※当日お手伝いいただけるボランティアも募集しています。

ミニフリーマーケット

約8店舗のミニフリーマーケットですが、思わぬ掘り出し物もあるかもしれません。お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください（出店者募集は終了）。

とき　6月26日(土)午前10時～午後1時（雨天決行）

会場　西神田コスモス館ストックヤード（西神田2－6－2）

問合　清掃リサイクル課事業推進係

☎5211－4259

社会全体でリサイクルへの取り組みが活発になる一方で、リサイクルは余分なエネルギーや多くのコストがかかるため、決して万能ではありません。真の資源循環型社会を目指すためには、まずごみとなるものを減らすことが大切です。区民・事業者の皆さんの身近なところからのご協力をお願いします。

楽しいイベントに環境への配慮を
リユース食器（カップ・皿）の貸し出しを開始

7月から、洗って繰り返し使用できるリユース食器（カップ・皿）の無料貸し出しを開始します。ごみの減量を図り、環境に配慮した行動として、皆さんの町のイベントで、リユース食器をご利用ください。

開始日　7月1日(木)より（予約は6月から受け付け中）

対象　区内に活動拠点のある町会・自治会・事業者・学校および各種団体等が主催するイベント（夏祭り・縁日など）

期間　原則、イベント開催日の前後各3日以内。

食器の種類・数量　カップ（ポリプロピレン製・容量約560ml）、皿（メラミン樹脂製・直径約19cm・深型）、いずれも約1千個を限度。

利用方法

①清掃リサイクル課に電話で予約（貸し出しは申込順）。

②電話予約から一週間以内に、清掃リサイクル課へ利用申請書を提出（申請者の住所・氏名などを確認できるものをお持ちください）。

③貸出日に利用承認書持参のうえ、区役所で受け取り。

④使用後は利用報告書を添えて返却。

※使用の前後には必ず洗浄してください。食器の紛失・破損等があった場合は、実費相当額を弁償していただく場合があります。詳しくは、区役所や区内施設などにある「利用案内」をご覧ください。「利用案内」は環境土木部ホームページでもご覧になれます。

mail http://kankyo-doboku.city.chiyoda.tokyo.jp

問合　清掃リサイクル課事業推進係

☎5211－4259

▶リユース食器（カップ・皿）

粗大ごみ収集料金の一部見直し

粗大ごみの収集は、有料（申込み制）です。7月1日(木)受付分より、一部の品目について料金を見直します。詳しくは、お問い合わせください。

例

・自転車500円→16インチ以上500円、16インチ未満200円

・電子レンジ800円→200円

問合　清掃リサイクル課管理係

☎5211－4258

千代田清掃事務所

☎3251－0566

集合住宅等でのペットボトル回収

現在、区ではペットボトルをコンビニエンスストアの店頭や区施設に併設されたストックヤードなど約150か所で回収しています。資源として回収されたペットボトルはリサイクルされますが、それ以外の大半のペットボトルは不燃ごみとして出されています。

そのため、区では、比較的まとまった量が出され、回収の基準を守っていただける集合住宅等を対象に資源回収を行います。

皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

回収基準

①キャップをはずしていて、

②中をすすいでいて、

③ラベルがはがしてあり、

④つぶしてあり、

⑤ペットボトル以外のものが入っていないこと。

申込　集合住宅等の住民で構成されている管理組合・自治会の代表者が清掃事務所に申請してください。

回収　週1回

問合　千代田清掃事務所

☎3251－0566

税金

■固定資産税・都市計画税を減免（23区内）

▼新築住宅

減免により新築住宅の取得を税制面から支援します。

対象　平成13年1月2日～平成17年1月1日に新築された23区内の住宅（一戸建、マンション、貸家を問わず）

※平成12年の新築住宅は、今年度で減免の適用を終了。

減免額

①床面積50㎡以上280㎡以下の住宅のうち床面積120㎡以下の部分（共同賃貸住宅は35㎡以上）＝全額（減免税額には、新築住宅にかかる固定資産税の減額を含む）。

②①以外＝税額の2分の1

減免期間　新たに課税される年度から3年度分

▼小規模非住宅用地

中小企業者等を支援するため、23区内の小規模非居住住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します。

対象　個人または法人等（資本金1億円以下）が23区内に所有する400㎡以下の非住宅用地のうち、200㎡までの部分

減免割合　2割

申請が必要です。平成15年度に減免を受けた方は、新たな申請は不要です。

詳しくは、土地の所在する都税事務所にお問い合わせください。

問合　千代田都税事務所固定資産税課

☎3252－7141

6月26日(土)
丸の内一丁目遺跡見学会

寛永13年（1636年）に小出家・加藤家などの大名によって築かれた江戸城外堀の石垣を中心とした遺跡を公開します。

この遺跡は江戸城外郭普請の様相を知るうえで貴重な事例であり、周辺からは漆器や木製品を中心とした遺物も出土しています。

とき　6月26日(土)午後1時～4時（受付は午後3時30分まで。雨天の場合は27日(日)に順延）

会場　丸の内一丁目遺跡（丸の内1－11、JR東京駅八重洲南口そば）

※希望者は当日直接会場へ。

※足場が悪いので、スニーカー等の軽装でお越しください。

問合　四番町歴史民俗資料館

☎3238－1139

開催当日は遺跡調査会

☎3215－0421

▲出土した江戸城外堀の石垣

ルール・マナーを守って
区の資源回収にご協力を

区では、古紙、びん・缶など（表1・2）の回収品目は一般のごみと分別し、資源として回収しています。

回収した資源は、再生品として加工され、ごみの減量に役立っています。

一方、せっかく出された資源も、出し方のルールやマナーが守られないと資源化できず、ごみになったり散乱してまちを汚したりすることがあります。資源となるものを出す際にはルールやマナーを守ってください。

表1の回収品目＝週1回ごみ集積所で回収しています。

表2の回収品目＝拠点（ストックヤード等）で回収しています（各ストックヤード等の所在地、開館時間などは表3のとおり）。

■ストックヤードで古紙、びん・缶を回収

資源として出された古紙等が持ち去られるケースが多発しています。

その対策として、5月から次のストックヤードで古紙とびん・缶の回収を行っています。

回収場所

麹町出張所、富士見出張所、西神田コスモス館、神田公園出張所、和泉橋出張所の各ストックヤード

■有価物集団回収

家庭から出る古紙、古布などの資源を回収する町会、自治会等に報奨金や作業用具を支給しています。

平成15年度から雑誌も報奨金の対象となり、回収実績によって2万5千円～3万5千円の団体助成金も支給しています。

登録は随時受け付けています。ぜひご登録ください。

問合　清掃リサイクル課事業推進係　☎5211－4259

▼表1　集積所で回収するもの

回収品目	出し方
古紙（新聞・雑誌・段ボール）	品目ごとにひもでしばる
飲料用紙パック	中をすすぎ、切り開いてよく洗い、乾かしてひもでしばる
びん・缶	軽くすすぎ、びんは黄色、缶は青色のコンテナに入れる
食品用発泡スチロールトレイ	よく洗って乾かし、集積所に設置された網袋にバラで入れる

※事業系はすべて有料です。
・事業系の古紙・飲料用紙パックは、ひもで束ねて高さ10cmにつき10リットルの有料ごみ処理券をはって出してください。
・事業系のびん・缶・発泡スチロールトレイは、中の見える袋に入れ、袋の容量に見合った有料ごみ処理券をはって出してください。
・事業系の一斗缶（18リットル缶）は、10リットルの有料ごみ処理券をはって不燃ごみに出してください。

▼表2　拠点（ストックヤード等）で回収するもの

回収品目	回収できるもの	出し方	回収できないもの
古布	繊維衣料品（肌着・スーツ・セーター・コート・オーバー等）、毛布、タオルケット、シーツ	• 洗濯またはクリーニングする • 着られるものと着られないものに分け、それぞれを何枚かずつひもで束ねる（厚手の物は1枚単位でも可） ※着られるものは、ボタンを外したり、切り刻んだりしない（外国に輸出することがあります）	• 洗濯やクリーニングされていないもの • 細かく刻まれたもの • 中綿の入っているもの（布団類、ぬいぐるみ等） • 枕や革製品など
飲料用紙パック	500ml以上の飲料用（牛乳・ジュース・酒など）のもの	• すすぐ→切り開く→洗う→乾かす→10枚位、ひもで束ねる	• 内側がアルミコーティングされているもの • 内側が白くないもの • よく洗っていないもの
ペットボトル☆	飲料・しょうゆ・酒等でペットボトル表示マークがついたもの	• 使いきった後、洗ってラベルとキャップを取り、つぶす（ラベルとキャップは不燃ごみにお出しください）	• ペットボトル表示マークのないもの • 中身の残っているもの
食品用発泡スチロールトレイ	白・色つき・柄つきの食品用発泡スチロールトレイ	• 洗って乾かし、バラで入れる	• 食品用でないもの（梱包材） • プラスチック等の透明な容器 • 卵ケースなど、発泡スチロールトレイでないもの • 汚れているもの • カップ麺・納豆等の容器
廃食用油	家庭から出る廃食用油（植物性・動物性）	• 中身が見えフタのできるペットボトル等に入れ、フタをきちんとする • 専用の回収コンテナに立てて入れる ※期限切れで未開封の食用油はそのままの状態で出す	食用でないもの（鉱物油・機械油・エンジンオイル・ミシン油）
廃乾電池	家庭で使用済みとなった使い切り電池（マンガン・アルカリ・リチウム）	• 回収容器にバラで入れる	• 充電式電池（携帯電話・ビデオカメラ・デジタルカメラなどで使用したもの）、ボタン型電池 ※使用済みの充電式電池、ボタン型電池は販売店で回収

☆ペットボトルは、区内回収協力店でも回収しています。
＊ストックヤード等では、家庭から出された資源のみを回収しています。商店や事業所の方は利用できませんのでご注意ください。
＊出すときは袋から出して、品目ごとに回収ボックスに入れてください。
＊出し方のルールが守られないものや回収品目以外のものは回収しません。

▼表3　ストックヤード等の拠点

場所	開館時間
千代田区役所玄関横（九段南1－6－11☎3264－2111）※古布・廃食用油は4階清掃リサイクル課	随時 ※古布・廃食用油は月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
麹町出張所ストックヤード★（麹町2－8☎3263－3831）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※上記以外でも区民館開館時は、受付に申し出ていただければお預かりします
富士見出張所ストックヤード★（富士見1－6－7☎3263－3841）	
神田公園出張所ストックヤード★（神田司町2－2☎3252－7691）	
和泉橋出張所ストックヤード★（神田佐久間町1－11☎3253－4931）	
西神田コスモス館ストックヤード★（西神田2－6－2☎5215－9065）	毎日、午前7時～午後10時
千代田清掃事務所（外神田1－1－6☎3251－0566）	月～土曜日 午前7時40分～午後5時15分
千代田清掃事務所飯田橋車庫（飯田橋3－13－2☎5212－5081）	月～土曜日 午前7時40分～午後4時25分
リサイクルセンター鎌倉橋（内神田2－1－8☎3253－1970）	毎月1日～25日※月曜を除く 午前10時～午後6時
四番町図書館・歴史民俗資料館入口前（四番町1☎3253－1970）	随時 ※古布と廃食用油は回収していません

★の拠点では古紙、びん・缶も回収しています。

保育料等を補助
―幼稚園就園奨励費―

お子さんの幼稚園就園を奨励するため、保育料等を減額・免除しています。

対象　お子さんが区立、私立幼稚園に就園している区内在住者

条件　平成16年度の住民税所得割課税額が次の条件に該当する世帯、または生活保護を受けている世帯

・公立幼稚園＝1万円以下
・私立幼稚園＝10万2千100円以下

申込　各幼稚園にある所定の用紙に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

問合　教育総務課学務係　☎5211－4284

★くらしの知恵★

クーリングオフ制度
パソコン教室も対象に

■クーリングオフとは

訪問販売や電話勧誘販売など、法に定められた5種類の特定取引において、消費者が無条件で契約を解除することが出来る制度をクーリングオフといいます。その取引きの1つで、高額で長期にわたり、内容が複雑な契約類型を「特定継続的役務」といいます。これまでは次の4業種が指定されていました。

○エステティックサロン
○外国語会話教室
○家庭教師派遣
○学習塾

平成16年1月から、次の2業種が追加されました。

○パソコン教室
○結婚相手紹介サービス

■クーリングオフの期間

契約書を受領した日から8日（一部の契約は20日）以内です。

一般には自宅や職場など事業者の店舗以外で契約した場合が対象ですが、特定継続的役務に限っては、店舗で契約した場合も適用されます。

■中途解約にあたって

契約者が希望すれば、理由を問わず、中途解約する権利が認められていますが、次の損害賠償額を支払う必要があります。

▼損害賠償額

損害賠償額は、役務提供開始の前と後に分けて、法律で基準が決められています。この基準は、契約書の内容より優先されます。

問合　商工振興課消費者相談室　☎5211－4314

夏は食中毒にご注意ください

食中毒は、一定量以上の細菌を食品と一緒に摂取することによって起こります。ほとんどの細菌は、5℃以上で活動を始め、20℃を超えると急激に増えます。これからの時期は、高温・多湿で生育条件に適しているため、一年で最も多く食中毒が発生します。食品の取り扱いには十分ご注意ください。

食中毒を起こしやすいもの（食中毒が発生しやすいもの）

▶冷蔵庫で保存しましょう

刺身、サラダなど加熱せずに食べる食品は、食中毒の原因となる微生物が付着している可能性が高いので、購入後は直ちに調理しましょう。食べるまで保存が必要な場合は、必ず冷蔵庫に入れましょう。室温での長時間放置は最も危険です。

▶食肉は十分に加熱しましょう

食肉（内臓含む）に付着する菌には、大腸菌O157、サルモネラ、カンピロバクターなど、病原性が高いものが多いため、中心部までよく火を通してから食べましょう。

▶割った卵はすぐに調理を

卵は、冷蔵保管して賞味期限以内に使用すれば安全です。割った卵は、細菌の増殖にとても適しているので、ひびが入った卵の使用は避け、割るのは調理直前にしましょう。ごくまれに卵内部にサルモネラ菌が侵入していることがあるので、調理後はすぐに食べましょう。十分に加熱調理したほうが安全です。

調理器具や手指は衛生的に

洗浄、消毒が十分でないと、これらを介して、汚染が広がることがあります。例えば、主に魚介類に付着している腸炎ビブリオという細菌は、塩分を好むため、魚の調理後に続けて「塩もみ」や「浅漬け」のような調理を行った場合、食中毒の原因となることがあります。また、手指の傷には黄色ブドウ球菌が付いていることがあります。おにぎりを作るときは手を十分消毒するか、ラップを利用して手に直接ご飯が触れないようにすると効果的に予防できます。

お祭り、各種イベントでの調理

冷蔵庫などの保管設備や洗浄場所の十分な確保が難しい模擬店などで、複雑な調理や一度に大量の食品を調理をした場合、保存中に菌が増殖したり食中毒菌による汚染が発生する危険性があります。行事などで食品を取り扱う場合には、事前に保健所で、実施内容をご相談ください。また、下痢の原因となるウィルスは、食品取扱者から食品を介して感染することがありますので、調理作業に関わる方々の健康管理には十分な注意が必要です。

問合

千代田保健所生活衛生課
☎3291－3645
麹町庁舎生活衛生課
☎3221－1314

地域のサポート

健康づくり推進員を募集

元気な生活を送り続けるために、何か健康にいいことをしている、またはしてみたいとお考えの地域の皆さんをサポートする「健康づくり推進員」を募集します。

対象　日頃、健康に関心を持つ区内在住者30名（申込多数の場合は選考）

活動内容　①地域での健康づくり活動の応援②区・保健所と協力しながら健康づくり事業の推進③健康づくり推進員会議への参加など（活動に必要な交通費等支給します）

任期　2年間

申込　7月9日(金)までに電話、ファクシミリまたはEメールで千代田保健所生活衛生課生活衛生係へ。

☎3291－3643
FAX 3291－3650
mail seikatueisei@hokenjo.city.chiyoda.tokyo.jp

保健福祉サービスに関する不満や苦情は

オンブズパーソン（ご意見番）に！

保健福祉オンブズパーソンは、保健福祉サービス全般の不満や苦情などについて利用者の立場になって調べ、区や事業者に改善を申し入れるご意見番です。気軽にご相談ください。

出張相談日以外の日や手紙での相談にも応じます。

7月の出張相談日

・1日(木)　野田委員（弁護士）
・20日(火)　高山委員（ルーテル学院大学専任講師）
・23日(金)　冷水（しみず）委員（上智大学教授）

場所　千代田会館2階203会議室（九段南1－6－17）

相談予約・申立書の郵送先　福祉総務課計画調整主査
〒102-8688九段南1－6－11
☎5211－4210

※郵送による申立書は開封せず、オンブズパーソンに直接手渡します。

7月の保健事業ガイド（予約制）

＊は、千代田保健所へお問い合わせください。
☆は、麹町庁舎へお問い合わせください。

事業名・対象など	とき	実施場所	問合
誕生月健診 節目健診対象者を除く41歳以上の方（勤務先などで健診機会のある方を除く） ・41歳の方、過去3年間に1回以上受診した方には受診券をお送りしました	7月から9月生まれの方→7月から9月の間（区内指定医療機関の定める受診時間）	＊区内指定医療機関	千代田保健所 ☎3291－3641 FAX 3291－3650
節目健診（ちよピック21） 区内在住の40・45・50・55・60歳になる方	9日(金)・14日(水)・24日(土)・28日(水) 午前8時45分～10時 12日(月)午後1時～ 7日(水)・23日(金)・26日(月)・28日(水)午後1時～	千代田保健所	
若年節目健診（ちよピック21若葉） 区内在住の20・25・30・35歳になる方	24日(土)午前10時～11時 28日(水)午前10時～10時45分 12日(月)午後2時30分～3時30分		
一般健康相談　区内在住の方 ・検査は有料。診断書は発行しません。	9日(金)・14日(水)・28日(水)午前9時～10時30分		
両親学級（全4回） 主に初妊婦とその家族	7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水) 午後1時30分～4時	麹町庁舎	
アレルギー相談 0～15歳のアレルギー相談	15日(木)　午後2時30分～3時（受付）	千代田保健所	
子どもの健康相談 小児科医、心理相談員、保健所専門職による健康相談	22日(木)　午後1時30分～3時（受付）		
歯科衛生相談（歯科健診） 区内在住の乳幼児・学童・妊産婦の方 ・歯科健診、虫歯予防のための処置	1日(木)　午前9時～11時 22日(木)　午後1時～4時		
	21日(水)　午後1時～4時 28日(水)　午前9時～11時	麹町庁舎	
エイズ・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）相談・検査	2日(金)　午前9時～9時30分	千代田保健所	麹町庁舎 ☎3221－1315 FAX 3221－1316
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付 午前10時～午後4時		
心の相談　心の問題で悩んでいる方	1日(木)・15日(木)　午後1時30分～		
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	2日(金)・16日(金)・23日(金)・30日(金) 午前9時30分～		
細菌検査（赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157の健康管理検便） 区内在住・在勤・在学の方 ・予約不要（事前に採便管を取りに来てください）	2日(金)・9日(金)・23日(金)・30日(金) 午前9時～正午・午後1時～3時		
老人精神保健相談 お年寄りの心の問題で悩んでいる家族の方など	1日(木)・16日(金)　午前9時30分～11時30分	麹町庁舎	
A型機能訓練 区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	毎週水曜日 午前9時30分～11時・午後1時30分～3時		
B型機能訓練（地域参加型）	第2・4木曜日　午後1時30分～3時30分		
	第1・3木曜日　午後1時30分～3時30分	神田公園区民館☆	
難病リハビリ教室（相談・指導）	28日(水)　午後1時30分～3時	麹町庁舎	
在宅療養者訪問指導（保健師・理学療法士）	随時受付		

7月の休日診療当番医等

＊受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。
＊健康保険証を必ずお持ちください。

■内科・小児科■　診療時間：午前9時～午後10時

4日	林医院	☎3253-7436	外神田3-7-1
11日	奥田医院	☎3254-0702	神田多町2-9
18日	明和病院	☎3251-0263	神田須田町1-18
19日	神田司町クリニック	☎3295-2513	神田司町2-21-10 冨士神田ビル2F
25日	長竹医院	☎3251-3136	外神田3-4-15

■歯科■　診療時間：午前9時～午後5時

4日	アーク歯科クリニック	☎5212-4618	六番町1-5 布江ビル1F
11日	グリーンデンタルクリニック	☎3261-0418	五番町5-6 ピラカーサ五番町104・105号室
18日	上條歯科医院	☎3239-0850	麹町3-4-7 啓ビル8F
19日	加部歯科医院	☎3261-1569	九段北1-2-1 九段中央ビル2F
25日	大串歯科医院	☎3230-2075	二番町5 麹町駅プラザ2F

■調剤薬局■　営業時間：午前9時～午後5時

4日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643	神田駿河台2-2-5　井口ビル1・2F
11日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380	神田駿河台2-10-1
18日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643	神田駿河台2-2-5　井口ビル1・2F
19日	駿河台薬局	☎5259-0080	神田駿河台2-2-26
25日	三崎調剤薬局	☎3296-1210	神田駿河台2-2 お茶の水杏雲ビル1F

休日診療案内等

●消防庁テレフォンサービス（24時間）
☎3212-2323

●医療機関案内サービス「ひまわり」（24時間）
☎5272-0303
URL http://www.himawari.metro.tokyo.jp

スポーツ（総合体育館）

〒101-0047　内神田2-1-8
☎3256-8444　FAX5256-6706

■ラジオ体操講習会

とき　7月10日(土)午後6時30分～
会場　総合体育館
対象　区内在住・在勤者
持ち物　運動靴・運動着等
指導　千代田区ラジオ体操会連盟
※希望者は当日直接会場へ。

■子ども釣り教室（ハゼ）

とき　8月7日(土)午前6時30分、総合体育館前集合・出発（小雨決行）
場所　千葉県木更津市潮見運河～富津市新富水路周辺
対象　区内在住・在学の小学3年生～中学生40名(抽選)
費用　1,300円(傷害保険料含む)
※釣りざお(仕掛け付)の貸し出しあり。数に限りがあります。なるべくご持参ください。
指導　千代田区釣友連盟
申込　7月10日(土)(必着)までに、往復ハガキ（記入例参照、1人1枚限り）に学校名・学年を追記し、体育協会事務局(総合体育館内)へ。

文化学習（文化学習スポーツ課）

〒102-0074　九段南1-5-10
九段社会教育会館
☎3234-2841　FAX3262-7460

■子ども自然教室「サマーキャンプ」

豊かな自然に触れて楽しみながらいろいろなことを学びましょう。

「子ども自然教室」は各回ごとの募集ですが、プログラムの通年参加も受け付けます。

とき　8月12日(木)＝準備会（区内施設）、8月18日(水)～21日(土)＝サマーキャンプ（山梨県塩山市一之瀬高原）
対象　区内在住・在学の小学4年生～中学3年生30名程度(抽選)
費用　8,100円
申込　7月9日(金)(必着)までに往復ハガキ（記入例参照、1人1枚限り）に保護者名を追記して、文化学習スポーツ課へ。通年参加希望者は、「通年参加希望」と追記してください。

■千代田区文化芸術の秋フェスティバル　第25回千代田区民文化祭～出演者・展示作品募集～

趣味の作品や楽器演奏、芸能、コーラスなど、日ごろの活動の成果を披露しませんか。

①芸能のつどい
とき　10月3日(日)正午開演予定
会場　千代田区公会堂(九段南1-6-17)
申込期限　7月12日(月)

②作品展示
とき　10月6日(水)～10日(日)午前10時～午後7時（最終日は午後4時まで）
※作品搬入＝10月5日(火)、作品搬出＝10月10日(日)
種目・規定　下表のとおり
会場　九段社会教育会館
申込期限　8月31日(火)

③オーケストラフェスティバル
とき　10月16日(土)午後2時30分開演予定
会場　日本大学カザルスホール（神田駿河台1-6）
費用　1団体6万円
申込期限　7月12日(月)

④コーラスフェスティバル
とき　10月23日(土)午後1時開演予定
会場　日本大学カザルスホール（神田駿河台1-6）
費用　1団体1万円
申込期限　7月12日(月)

―いずれも―

対象　区民および区内で活動する自主サークル（学校教育活動団体を除く）
申込　所定の申込書を郵送、ファクシミリまたは直接、文化学習スポーツ課へ。

区民文化祭展示作品　種目・規定

種目	規定
書道	仮表装・本表装または額装とし、仕上がりが横45cm×縦2m以内
篆刻 俳句 短歌	色紙大まで
水墨画 日本画	8号以下で額装付き（裏面に飾りつけひもを付ける）
七宝焼 鎌倉彫 陶芸	1人3点以内（展示希望順位をつける）
写真	白黒・カラープリントともキャビネ以上全紙以下で額装付き（裏面に飾りつけひもを付ける）
製作人形	高さ50cm×横50cm以内
切り絵 版画 はがき絵 洋画	幅80cm以下で額装付き（裏面に飾りつけひもを付ける）
編み物	セーター程度まで

※展示作品は、原則として各種目ごとに1人1点とします。
※その他の種目の作品については、ご相談ください。

特別区職員（Ⅲ類・経験者）募集

職種　Ⅲ類（事務）および経験者（機械、電気）
試験日　9月12日(日)（第1次試験）
申込期限　8月13日(金)
※申込みおよび資格等の詳細は、区役所等で配布している採用試験案内をご覧ください。
Ⅲ類説明会　7月23日(金)に特別区職員研修所（江東区塩浜2-22-10）で開催します（予約不要）。
問合　特別区人事委員会事務局任用課　☎5210-9787
テレホンサービス(24時間)　☎3261-2221
URL http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

国民健康保険

■「国民健康保険料決定通知書」を送付

平成16年度「国民健康保険料決定通知書」と6月～平成17年3月の納付書（1年間10回分）を送付しました（すでに資格が無くなっていても4、5月に加入していた方には納付書を送付しました）。毎月末日の納期限までに納付してください。

口座振替をご利用の方は、毎月末日に口座から引き落としますので、ご注意ください。

平成16年度の所得割および均等割額の料率は下表のとおりです。

▶保険料の減額制度

世帯全員の前年の総所得が一定基準以下の場合、保険料が減額されます。税の申告をもとに判定するため、住民税の申告義務を免除されている方も、国民健康保険の加入者は必ず税の申告をしてください。

減額の割合　世帯全員の平成15年中の総所得合計が①33万円以下の世帯＝7割減額、②33万円＋(24万5,000円×世帯主以外の被保険者数)以下の世帯＝5割減額

▶保険料の支払いは便利な口座振替で

口座振替は保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。ぜひ、ご利用ください。

手続きについてはお問い合わせください。

問合　保険年金課国民健康保険係　☎5211-4204

▼保険料率

	所得割（住民税額の）	均等割（一人あたり）	賦課限度額（世帯あたり）
基礎分（医療分）	100分の198	30,200円	530,000円
介護分※	100分の17	10,800円	80,000円

※介護分は40歳～64歳まで（介護2号被保険者）の加入者だけで計算します。

▼計算方法

基礎分 ＋ 介護分 ＝1年間の国民健康保険料

基礎分	加入者全員の住民税額×1.98＋加入者数×30,200円
介護分	40歳～64歳までの加入者全員の住民税額×0.17＋40歳～64歳までの加入者数×10,800円

TOWNニュース

■日本大学歯学部公開講座「口腔保健と全身の健康シリーズ」

とき・内容など　6月26日(土)午後1時30分～2時40分＝小木曽文内氏（歯学部助教授）による「歯を長くもたせるための治療法」、午後2時50分～3時50分＝菅野直之氏（歯学部助教授）による「歯みがきで全身の健康を守る」
会場　日本大学歯学部2号館第2講堂（神田駿河台1-8-13）
対象　区内在住・在勤・在学者および希望者150名(当日先着順)
問合　日本大学歯学部庶務課　☎3219-8001

■(社)日本歯科先端技術研究所市民公開講座

とき　6月27日(日)午前9時30分～正午（午前9時開場）
会場　日本歯科大学歯学部富士見ホール（富士見1-9-20）
定員　500名(申込順)
内容　菊谷武氏（日本歯科大学講師）による「高齢者における口腔ケアを考える」、養老孟司氏（東京大学名誉教授）による「介護の壁とは」
申込　6月25日(金)(必着)までに、電話、ハガキ、ファクシミリまたはEメール（記入例参照）で(社)日本歯科先端技術研究所へ。
☎5476-2004
FAX5476-2006
mail nissenken@dental.email.ne.jp

■区民のためのサマーコンサート「妖精！妖怪！魔法!?～妖しい夏のオーケストラ～」

オーケストラ演奏とすてきな朗読でつづる夏の夜のひとときです。ご家族で一緒に過ごしてみませんか。「1分間指揮者体験コーナー（当日受付）」もあります。

とき　7月10日(土)午後6時開演
会場　千代田区公会堂（九段南1-6-17）
※希望者は当日直接会場へ。
曲目　メンデルスゾーン「夏の夜の夢（劇音楽）」、木村弓「いつも何度でも」ほか
出演　千代田フィルハーモニー管弦楽団（演奏）、角岳史氏（指揮）、斎藤由織氏（朗読）
問合　千代田フィルハーモニー管弦楽団・魚水　☎3901-6102
mail cpoinfo-lj@infoseek.jp

■無料法律・公証・人権相談所および子どもの人権相談所

とき　7月8日(木)、9日(金)午前10時15分～午後4時（受け付けは午後3時まで）
会場　西武百貨店池袋西武7階（豊島区南池袋1-28-1）
相談内容　法律、公正証書、人権、子ども人権
問合　東京法務局人権擁護部第三課　☎5213-1234

■駿河台日本大学病院公開講座「突然死を防ぐ～いざという時に～」

とき　7月10日(土)午後2時30分～4時
会場　駿河台日本大学病院（神田駿河台1-8-13）
※希望者は当日直接会場へ。
問合　駿河台日本大学病院　☎3293-1711

■介護保険区民公開講座「介護保険って何？～4年目を迎えた現状とこれからの方向性～」

広く介護保険制度の内容や現状、課題について学んでみませんか。

とき　7月24日(土)午後2時～4時
会場　岩本町ほほえみプラザ1階（岩本町2-15-3）
対象　区内在住・在勤・在学者100名(申込順)
共催　千代田区在宅医療研究会・神田医師会・千代田医師会
申込　7月23日(金)まで(土・日・祝日を除く)に電話でエーザイ㈱へ。
☎3817-3737

記入例

①催し・講座名②T・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他

※在勤、在学の方は、勤務先・学校名と所在地、電話番号を追記。
※複数での申込みが可能な場合は、全員分を記入。

※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名(ふりがな)、性別、生年月日を追記。

※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。

各施設のお知らせ

千代田図書館
〒102-8688　九段南1－6－11
☎3264-2111　FAX3264-7750
URL http://www.library.chiyoda.tokyo.jp

■**おはなし会**　7月3日(土)・17日(土)、年少向け＝午後2時～、児童向け＝午後3時～、いずれも30分程度

四番町保育園
〒102-0081　四番町11
☎3234-2269　FAX3234-2978

■**星に願いを**
笹に願いごとを書いて飾りましょう。
とき　7月6日(火)午前10時～11時30分
※給食の試食あり

飯田橋保育園
〒102-0072　飯田橋3－9－17
☎3264-1744　FAX3264-2057

■**保育園で遊びませんか「笹飾りに願いを込めて…」**
とき　7月7日(水)午前10時～11時15分

麹町保育園
〒102-0082　一番町4
☎3261-7960　FAX3261-7330

■**七夕集会に来ませんか**
とき　7月7日(水)午前10時～11時
■**夕涼み会に来ませんか**
とき　7月16日(金)午後5時15分～6時45分

神田保育園
〒102-0063　神田淡路町2－15
☎3253-6258　FAX3253-2670

■**七夕集会に来ませんか「願いごとかなうかな」**
とき　7月7日(水)午前10時～11時
■**夕涼み会に来ませんか**
とき　7月10日(土)午後3時30分～5時15分

西神田保育園
〒101-0065　西神田2－6－2
☎5215-9060　FAX5215-9061

■**七夕集会に来ませんか**
とき　7月7日(水)午前10時～11時
※給食の試食あり

いずみこども園
〒101-0024　神田和泉町1
☎3866-9938　FAX5687-8199

■**七夕集会に参加しませんか**
とき　7月7日(水)午前10時～11時
※各園で行われる事業は定員に限りがあります。各園に予約してください。

児童・家庭支援センター
〒101-0065　西神田2－6－2
☎5215-9062　FAX5215-9064
URL http://hothot.city.chiyoda.tokyo.jp

■**乳幼児の応急手当講習会**
とき　6月29日(火)午前10時～正午
対象　区内在住の乳幼児の保護者20名(申込順)
内容　神田消防署による応急手当の話と実技
申込　電話または直接センターへ。
※一時保育(有料)あり

■**おしゃべりサロン「子育てについて懇談と相談」**
毎日の子育ての中で、話したいこと、聞きたいことはありませんか。0・1・2歳のにこにこクラブに参加しながら、子育てについて話しましょう。
とき　7月6日(火)午前11時10分～11時50分
対象　0～3歳程度のお子さんがいる区内在住者
講師　稲橋良子氏(前児童館長)
※希望者は当日直接センターへ。

ちよだ中小企業センター
〒101-0047　内神田2－1－8
☎3233-1461　FAX3233-8692
URL http://www.chiyoda-business.or.jp
mail center@chiyoda-business.or.jp

■**ビジネス講座「柔らかい発想で業績アップ！」**
多くの団体・企業に、業績向上のための着眼の仕方・アイデアの出し方を指導している講師による講演です。
とき　7月6日(火)午後1時30分～4時30分
会場　日本教育会館8階（一ツ橋2－6－2）
対象　区内在住、在勤者150名(申込順)
講師　さとう秀徳氏((株)創造システム研究所代表取締役社長)
共催　(財)日本電信電話ユーザー協会千代田地区協会
申込　電話、ファクシミリまたはEメール(7面記入例参照)でセンターへ。

富士見福祉会館
〒102-0071　富士見2－3－6
☎3262-1045　FAX3262-4247

■**福祉会館利用者懇談会**
福祉会館に対する皆さんのご意見をお聞かせください。
とき　7月4日(日)午前10時30分～11時30分
※希望者は当日直接会館へ。

高齢者センター
〒101-0051　神田神保町2－20
☎3265-3981　FAX3265-3980
URL http://park1.wakwak.com/~cyd-shakyo/koureisha-c

■**高齢者大学公開講座「中国文化に親しむ」**
とき・内容など　7月9日＝朱浩東(しゅこうとう)氏(玉川大学助教授)による「中国の食文化～食の日常性と地域性～」、7月16日＝マダム・マーシ氏（占術研究家）による「風水学を楽しむ～インテリアとファッションに活かす風水学～」、いずれも金曜日の午後1時30分～3時
定員　各回50名(申込順)
申込　電話または直接センターへ。

■**七夕芸能鑑賞会**
日本全国の民謡にのせた日本舞踊を鑑賞します。
とき　7月2日(金)午後2時～3時
出演　藤間文園(ふじまぶんえん)社中
※希望者は当日直接センターへ。

社会福祉協議会

■**福祉専門法律相談(予約制)**
福祉サービス利用に関するトラブルや、相続・遺言、成年後見制度、悪徳商法の被害、その他生活上の不安等について弁護士がお答えします。プライバシーは堅く守ります。
とき　7月14日、8月11日、いずれも水曜日の午後2時～4時
場所　西神田併設庁舎内(西神田1－3－4)
申込　ほほえみサポートちよだ
☎5282－3100
FAX5282－3718

■**ぬくもりネットワーク活動の利用者募集**
「ぬくもりネットワーク活動」とは、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、地域の方々と社会福祉協議会等が連携し、「声かけ」などの安否確認等を行うことで、高齢の方々の孤立感を解消し、緊急時に迅速な対応がとれるよう備える活動です。
利用を希望する方は、気軽にお問い合わせください。
問合　地域福祉課
☎5282－3711
FAX5282－3718

9月21日～10月31日

メレーズ軽井沢のコテージ　一部休館

メレーズ軽井沢では、外壁塗装修繕のためコテージの一部を休館します。
・9月21日(火)～10月10日(日)「そよかぜ」、「せせらぎ」の2棟
・10月11日(祝)～31日(日)「こもれび」、「あおぞら」の2棟
利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
問合　区民総務課区民施設係
☎5211－4181

嫌いな野菜もいっぱい食べられたよっ！

千代田幼稚園では、(財)日本中国料理協会千代田支部の協力で、全園児40名と保護者38名の78名が参加した「親子料理教室」(食楽会)を開催しました。
献立は、「麻婆豆腐」などで、食材を中華鍋に入れたり、肉団子をこねたり、親子で一緒に料理する楽しいひとときを過ごしました。

9月の各施設の利用申込み・抽選（総合体育館のみ10月分）

施設名			申込期間	抽選	空施設受付	利用できない日
スポーツ施設	外濠公園	野球	往復ハガキで、7/10(土)～20(火)(消印有効)	7/26(月)九段社会教育会館	8/20(金)午前8時30分～(申込順)※1	5(日)、19(日)、24(金)、25(土)
		テニス				―――
	花小金井運動施設	野球	往復ハガキで、7/1(木)～20(火)(必着)	8/2(月)	8/3(火)午前10時～(申込順)	総合体育館へお問い合わせください。
	総合体育館		所定の用紙で、7/1(木)～20(火)(必着)	8/2(月)	8/3(火)午前10時～(申込順)	18(月)※2
保養施設	箱根		専用ハガキで、7/1(木)～8(木)(必着)		7/22(木)午前9時～	2(木)、3(金)、11(土)、13(月)、14(火)、16(木)、17(金)、28(火)～30(木)、
	湯河原					7(火)～9(木)、18(土)、22(水)
	嬬恋※3				7/22(木)午後1時30分～	15(水)、16(木)、25(土)、28(火)～30(木)※4
	軽井沢					2(木)、3(金)、13(月)～15(水)

※1　空き状況は外濠公園☎3341－1731へお問い合わせください。
※2　団体利用、個人利用の区別があります。詳しくは総合体育館へお問い合わせください。
※3　嬬恋自然休養村は、企業の研修、サークル活動などにもご利用いただけます。
※4　嬬恋自然休養村は、修繕のため9月下旬から長期休館する予定です。

7月の相談日

広報広聴課

区民相談室（区役所）
受付時間　午後1時～3時
☎5211-4176

法律相談	7(水)、14(水)、21(水)、28(水)
税務相談	8(木)、22(木)
固定資産税相談	1(木)
人権身の上相談・行政相談 社会保険労務相談	13(火)
行政書士相談(相続・遺言・ビザ相談)	20(火)
不動産取引相談	1(木)、15(木)
※交通事故相談	2(金)、9(金)、16(金)、23(金)
※住み替え相談	15(木)

区民総合相談（神田小川町3－8）
受付時間　午前10時～午後4時
☎5283-3826　FAX3291-4123
mail info@sos-sodan.jp
(電話、ファクシミリ、Eメールでの相談も可)
対象　区内在住者、千代田区勤労者福利共済会加入者

家庭問題相談	1(木)、5(月)、8(木)、12(月)、15(木)、22(木)、26(月)、29(木)
保険・年金相談	5(月)、12(月)、26(月)
法律相談	1(木)、2(金)、6(火)、8(木)、9(金)、13(火)、15(木)、16(金)、20(火)、22(木)、23(金)、27(火)、29(木)、30(金)
税務・経営金融・心理相談	7(水)、14(水)、21(水)、28(水)
不動産相談	1(木)、8(木)、15(木)、22(木)、29(木)

※は予約制です。交通事故相談の受付時間は午後1時～3時30分です。